

北陸新幹線関連公共施設等整備事業補助金実施要領

平成 26 年 6 月 4 日	26 新幹線第 8 3 号
平成 27 年 6 月 1 日	27 新幹線第 1 3 4 号
平成 28 年 3 月 16 日	28 新幹線第 1 6 1 号
平成 30 年 4 月 2 日	30 新幹線第 1 7 9 号
令和元年 5 月 1 日	元新幹線第 1 6 9 号
令和元年 6 月 1 日	元新幹線第 1 8 3 号
令和 3 年 3 月 2 日	新幹線第 2 2 号

地域戦略部新幹線建設推進課

(通則)

第 1 条 北陸新幹線関連公共施設等整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和 4 6 年福井県規則第 2 0 号）および福井県地域戦略部新幹線建設推進課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 補助金は、北陸新幹線沿線集落において、市町が実施する北陸新幹線関連公共施設等の整備事業（以下「補助事業」という。）を支援することにより、北陸新幹線建設に係る円滑な用地取得および早期の工事着工を目的とする。

(補助対象施設、補助対象経費、補助率および補助実施期間)

第 3 条 補助金の補助対象施設、補助対象経費、補助率および補助実施期間は、別表のとおりとし、各年度の補助金の額は、千円止め（千円未満切捨て）とする。

2 補助事業は、国または県の補助金等の財源を伴わない事業とする。

(補助事業者および補助事業対象集落)

第 4 条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、あわら市、坂井市、福井市、鯖江市、越前市、南越前町および敦賀市とする。

2 補助事業を実施する対象集落は、明り区間の集落およびトンネル工所用斜坑の設置集落とする。

(補助限度額)

第 5 条 前条第 1 項に規定する各補助事業者に対する補助限度額は、別に定める。

(北陸新幹線関連公共施設等整備計画の採択)

第 6 条 補助事業者は、原則として平成 2 8 年度までに北陸新幹線関連公共施設等整備計画（以下「整備計画」という。様式第 1 号）を策定し、知事に整備計画採択申請書（様式第 2 号）を提出する。

2 知事は、整備計画の内容を審査の上、適当であると認めるときは、採択し、補助事業者にこれを通知する。

3 補助事業は、整備計画を変更する必要がある場合は、あらかじめ変更しようとする整備計画（様式第 1 号に準ずる。）を策定し、知事に整備計画変更申請書（様式第 2 号に準ずる。）を

提出する。

- 4 知事は、前項の整備計画の内容を審査の上、適当であると認めるときは、採択し、補助事業者にこれを通知する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、補助事業を実施しようとする対象集落において、北陸新幹線の用地取得率が概ね5割以上となった日以降に行うことができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第3号)に整備計画、経費の配分および事業計画の概要(様式第4号)および収支予算書(様式第5号)を添えて、補助事業開始予定日の30日前までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分の変更をする場合においては、補助金変更交付申請書(様式第3号に準ずる。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付要綱別表第3に定める軽微な変更は、この限りでない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行に関する状況報告書(様式第6号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了実績報告書(様式第7号)に必要書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき。

(補助事業の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(その他)

第15条 県の補助金を除いた残額は、補助事業者の費用をもって充当することとする。ただし、集会施設については、県の補助金と同額以上を補助事業者において負担または補助するものとする。

- 2 補助事業者が知事に提出する各種申請書等は、地域戦略部新幹線建設推進課が受領するものとする。

- 3 この要領の規定にかかわらず、特に知事が必要と認めた場合には、別段の取扱いをすることができる。
- 4 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月16日から施行する。ただし、第3条の改正規定については、平成28年度補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月2日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象施設	補助対象経費	補助率	補助実施期間
・ 道路	補助金交付決定通知日以降に発生した北陸新幹線関連公共施設等整備計画に定める事業に要する経費（工事費、測量試験費、用地費および補償費） ただし、集会施設の用地費および補償費は除く。	1 / 2 以内	北陸新幹線敦賀開業の翌年度まで
・ 河川			
・ 公園施設			
・ 用排水施設			
・ 集会施設 （市町の公民館は対象外）			
・ 新幹線事業により分断された不整形農地の整備（土地改良事業計画で定めた標準区画面積未満の不整形農地を対象）	3 / 5 以内		